

# 天草広域連合議会会議録

令和5年第1回定例会

天草広域連合議会

令和5年第1回天草広域連合議会定例会会期日程表

日程	月 日	曜日	会 議	議 事 内 容
第1日	2月15日	水	本会議 委員会	午前10時開会 議会運営委員会・総務委員会・厚生委員会（委員、 正副委員長選任）、副連合長選任、施政方針説明、 提案理由の説明、質疑 本会議散会后、総務委員会・厚生委員会
第2日	2月16日	木	休 会	
第3日	2月17日	金	休 会	
第4日	2月18日	土	休 会	
第5日	2月19日	日	休 会	
第6日	2月20日	月	休 会	
第7日	2月21日	火	休 会	
第8日	2月22日	水	本会議	午前10時開議 一般質問、総務委員長報告・厚生委員長報告、討 論、採決、追加議案提案理由の説明、質疑、討論、 採決、閉会

## 目 次

2月15日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付したる事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
常任委員及び議会運営委員の選任	4
議第1号から議第2号まで提案理由説明	5
議第1号質疑・採決	6
議第2号質疑・採決	6
広域連合長の施政方針説明	7
報告第1号から議第8号まで提案理由説明	9
報告第1号から議第8号まで質疑	12
散会	18

2月22日（水曜日）

議事日程	19
本日の会議に付したる事件	19
出席議員	19
欠席議員	20
説明のため出席した者	20
職務のため出席した者	20
開議	21
新宅靖司君 一般質問	21
松岡 寿君 一般質問	26
総務委員長報告	32
議第3号討論・採決	34
議第4号討論・採決	34

議第5号討論・採決	34
議第6号討論・採決	34
厚生委員長報告	35
議第7号討論・採決	43
議第8号討論・採決	44
議第9号から議第10号まで提案理由説明	47
議第9号質疑・討論・採決	48
議第10号質疑・討論・採決	49
継続調査について	49
閉会	49

2月15日（水曜日）

# 令和5年第1回天草広域連合議会定例会会議録

- 1 議事日程（第1号） 令和5年2月15日（水曜日）午前10時開会
- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 常任委員及び議会運営委員の選任
  - 第5 議第1号 副広域連合長の選任について
  - 第6 議第2号 副広域連合長の選任について
  - 第7 広域連合長の施政方針説明
  - 第8 報告第1号 専決処分事項の報告について
  - 第9 議第3号 天草広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
  - 第10 議第4号 天草広域連合職員の降給に関する条例の制定について
  - 第11 議第5号 天草広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
  - 第12 議第6号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
  - 第13 議第7号 令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）
  - 第14 議第8号 令和5年度天草広域連合一般会計予算

- 2 本日の会議に付したる事件  
議事日程のとおりである。

- 3 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 若山 敬介 君	2番 新宅 靖司 君
3番 平山 泰司 君	4番 松岡 寿 君
5番 勝木 幸生 君	6番 澤井 一富 君
7番 濱洲 大心 君	8番 塩田 真一 君
9番 何川 雅彦 君	10番 野崎 幸洋 君

- 4 欠席議員は次のとおりである。（0名）  
なし

- 5 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長 馬場 昭治 君                      副広域連合長 堀江 隆臣 君

副広域連合長	山崎 秀典 君	会計管理者	宮崎 政勝 君
事務局 長	濱崎 正明 君	消 防 長	寺岡 貴章 君
総務企画課長(兼)会計課長	出永 圭史 君	環境衛生課長	原田 健一 君
総 務 課 長	青柳 雄二 君	警 防 課 長	宮下 力 君
予 防 課 長	平山 浩二 君	指 令 課 長	竹川 光幸 君
中央消防署長	小平 直 君	北消防署長	山下 伸介 君
南消防署長	戸村 羊士 君		

6 職務のため出席した者の職氏名（1名）

書 記 谷端 利則 君

## 午前10時00分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和5年第1回天草広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

### 諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

本年2月7日の苓北町議会臨時会におきまして、新たに本連合議会議員になられました野崎幸洋君をご紹介申し上げます。

野崎幸洋君のご挨拶をお願いいたします。

○議員（野崎幸洋君）皆さんおはようございます。

ただいま紹介がありました苓北町議会より選出いただきました野崎幸洋でございます。前錦戸議長の後を受けまして本議会議員となったわけですが、まだ分からないことばかりですので皆様方のご指導、どうぞよろしくをお願いいたします。簡単ですが挨拶いたします。よろしく申し上げます。

○議長（若山敬介君）ありがとうございました。

次に、令和4年11月分から12月分までの例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会行政委員会に保管しております。必要な方はご閲覧ください。

### 日程第1 議席の指定

○議長（若山敬介君）日程第1、議席の指定。

今回新たに選出されました野崎幸洋君の議席の指定をしたいと思います。

野崎幸洋君を10番にいたしたいと思います。

お諮りをいたします。

議席を指定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議席を決定いたしました。

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第2、会議録署名議員の指名。



会議録署名議員に、5番勝木幸生君、10番野崎幸洋君を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第3、会期の決定。

会期の決定をお諮りいたします。

本定例会の会期を本日から2月22日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は8日間とすることに決定いたしました。

### 日程第4 常任委員及び議会運営委員の選任

○議長（若山敬介君）日程第4、常任委員及び議会運営委員の選任について。

委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

書記より委員の氏名を朗読いたさせます。

○書記（谷端利則君）常任委員及び議会運営委員の氏名を申し上げます。

総務常任委員、若山敬介委員、平山泰司委員、勝木幸生委員、何川雅彦委員、野崎幸洋委員の5名であります。

次に、厚生常任委員、新宅靖司委員、松岡寿委員、澤井一富委員、濱洲大心委員、塩田真一委員の5名であります。

次に、議会運営委員、新宅靖司委員、松岡寿委員、濱洲大心委員、野崎幸洋委員の4名であります。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）常任委員及び議会運営委員について、ただいま書記より朗読のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、常任委員及び議会運営委員の選任については、ただいま書記より朗読のとおり指名いたします。

ここで、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時03分

————— ○ —————

午前10時10分

○議長（若山敬介君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。

総務委員長、野崎幸洋君、副委員長、何川雅彦君。

厚生委員長、松岡寿君、副委員長、塩田真一君。

議会運営委員長、濱洲大心君、副委員長、松岡寿君。

以上のとおりであります。

#### 日程第5 議第1号から日程第6 議第2号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第5、議第1号副広域連合長の選任についてから日程第6、議第2号副広域連合長の選任についてまで、以上2件を一括議題といたします。

なお、以上2件は、先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することに了解をいただいております。

それでは、議第1号から順次提案理由の説明を求めます。

馬場広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）おはようございます。

それでは、提案理由を説明申し上げます。

議案書1ページ、議第1号及び2ページ、議第2号の2件につきましてご説明を申し上げます。

いずれも副広域連合長の選任をお願いするものでございまして、本広域連合規約の規定により、副広域連合長の任期は関係市町長の任期と規定されており、また副広域連合長を選任するには議会の同意を得る必要がありますので、ご提案するものでございます。

最初に、1ページの議第1号の副広域連合長の選任でございますが、住所、上天草市姫戸町二間戸5863番地11、氏名、堀江隆臣、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書2ページの副広域連合長の選任でございますが、住所、熊本県天草郡苓北町志岐1763番地、氏名、山崎秀典、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山敬介君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第5、議第1号から日程第6、議第2号までの以上2件は、委員会の審査を省略し、本日議決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議第1号から日程第6、議第2号までの以上2件は、委員会の審査を省略し、本日議決することに決定いたしました。

#### 議第1号質疑・採決

○議長（若山敬介君）まず、日程第5、議第1号副広域連合長の選任についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、議第1号を採決いたします。

本件は、連合長提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は連合長提案のとおり同意することに決定いたしました。

#### 議第2号質疑・採決

○議長（若山敬介君）次に、日程第6、議第2号副広域連合長の選任についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、議第2号を採決いたします。

本件は、連合長提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は連合長提案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時15分

————— ○ —————

午前10時16分

○議長（若山敬介君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

初めに、堀江隆臣副広域連合長からご挨拶をいただきます。

○副広域連合長（堀江隆臣君）おはようございます。

上天草市の堀江でございます。引き続き広域連合の運営に携わるということになりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）ありがとうございました。

続いて、山崎秀典副広域連合長からご挨拶をいただきます。

○副広域連合長（山崎秀典君）改めまして、おはようございます。

さきに行われました苓北町長選挙におきまして無投票での初当選をさせていただきました。1月30日付で第18代苓北町長に就任をいたしました。

これまで町職員、そして副町長として行政事務に携わってまいりましたけれども、これからは町長という立場で町政運営に携わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）ありがとうございました。

## 日程第7 広域連合長の施政方針説明

○議長（若山敬介君）日程第7、広域連合長の施政方針説明。

ここで、広域連合長から施政方針について説明がありますので、ご清聴お願いいたします。

馬場広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）令和5年第1回天草広域連合議会定例会の開会に当たり、広域連合の運営に関する所信の一端を申し上げ、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症により停滞していた社会活動も徐々に活気を取り戻しつつありますが、ウクライナ情勢など世界的な不安定要素はいまだ継続しており、物価高騰など住民生活への影響も大きくなってきております。そのような中であって、いかにして住民の生命と財産を守り、安全で快適な生活環境を維持するかという私どもの重要な責務は、ますますその真価が問われている状況となっております。

天草圏域においては過疎化、高齢化が急激に進行していることから、関係市町の財政運営は、さらに厳しさを増している状況でございます。当広域連合におきましては、このような関係市町財政状況を念頭に置き、限られた財源の集中的かつ重点的な配分を基本として、第4次広域計画に基づき、主要施策の着実な推進に努めてまいります。

それでは、令和5年度における主な施策の概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、介護認定審査業務でございます。

令和5年度は、介護認定審査会を215回開催し、およそ8千件の審査を予定しております。引き続き、公平、公正な認定業務をより一層推進してまいります。

次に、衛生関係でございます。

まず、新ごみ処理施設整備事業ですが、令和5年度からは本格的に土地造成工事に着手いたします。施設本体については、事業者からの提案書の提出を受け、事業者選定委員会において落札候補者を選定し、令和9年7月の供用開始に向け事業を進めてまいります。

次に、既存のごみ処理施設の管理運営でございます。

本渡地区清掃センターは、供用開始から22年、松島地区清掃センターは26年が経過し、施設設備の老朽化が進んでおりますが、新施設稼働までの間、施設の設備点検、調査に基づく計画的な補修工事を行い、処理能力の維持に努めてまいります。あわせて、関係市町と協議を進めてきた清掃センター使用料の改定についても、住民への十分な周知を行いながら遅滞なく進めてまいります。また、新白洲一般廃棄物最終処分場につきましては、施設廃止の手续が完了しましたので、関係機関と跡地利用などについて協議を行ってまいります。

今後とも、周辺環境の保全に万全を期すとともに、資源化の推進やごみの減量化など、天草圏域におけるごみ処理の事業について、各市町の環境担当部署とも連携を密にし、削減目標の達成に向けて具体的な取組を進めてまいります。

次に、消防関係でございます。

まず、消防車両の更新としまして、中央消防署に配備しております高規格救急自動車と北消防署に配備しております小型水槽付消防ポンプ自動車を更新いたします。これにより、安定的な消防、救急業務運用の確保と、これまで以上に迅速な活動ができるものと期待しております。

消防庁舎建設事業では、老朽化している苓北分署庁舎を建て替え、防災拠点施設の充実強化と職場環境の改善を図ってまいります。

防火意識の向上についてでございます。

令和4年中の火災発生件数は53件で、うち建物火災は27件で、前年と比べ1件増加しております。また、火災による死者は3名、負傷者は24名で、前年と比べ死者1名の増加、負傷者21名の増加となっております。

負傷者の増加につきましては、消防職員や消防団員の火災現場における負傷事故が一部要因となっており、今後は危機管理に対する訓練を徹底するとともに、関係市町の消防担当部局との連携を図りながら、消防人材の確保と教育訓練指導を行ってまいります。

住宅用火災警報器の設置と適正な維持管理については、今後も引き続き広報紙などで周知するとともに、関係機関と連携しながら住民の皆様の防火意識の向上に努めてまいります。

救急救命士、救急隊員の育成についてでございます。

令和4年中の救急出動件数は6,463件で、前年より794件増加し、過去最多の出動件数となっております。その要因として、新型コロナウイルス感染拡大による搬送の増加などが関係しているものと考えられます。感染収束の見通しはいまだ不透明であり、状況の推移

に引き続き注意を払いつつ、今後も救命率の向上に向けた救急救命士の育成を行うとともに、救急隊員の資質及び技術の向上を図ってまいります。

高齢化が進む中であって、今後ますます救急件数の増加や高齢者世帯における火災件数の増加も予想されます。関係市町の福祉部局とも連携しながら、予防対策についてもいま一度協議していかなければならないと考えております。

以上、主な施策の概要につきましてご説明を申し上げましたが、令和5年度におきましては、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を行い、住民の皆様方の負託に応えられるよう誠心誠意努めてまいりますので、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

#### 日程第8 報告第1号から日程第14 議第8号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第8、報告第1号専決処分事項の報告についてから日程第14、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計予算まで、以上7件を一括議題といたします。

報告第1号から順次提案理由の説明を求めます。

馬場広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）それでは、報告第1号から提案理由のご説明を順次申し上げます。

なお、関係する資料といたしまして、条例の新旧対照表や補正予算及び当初予算の概要等を別冊資料にまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

初めに、議案書3ページ、報告第1号専決処分事項の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、令和4年10月7日、天草市下浦町柿塚国道266号路上におきまして、本広域連合職員が運転する高規格救急自動車が高規格救急搬送中、同乗していた家族に負傷を与えた人身事故に係る和解及び損害賠償の額を定めるものでございます。

損害賠償の額は、人身賠償額として1万2,880円を支払うものでございます。

次に、議案書4ページ、議第3号天草広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

本件は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日からは本広域連合にも個人情報保護法が直接適用されることから、法施行条例として制定するものでございます。

内容は、法の委任により条例で定める必要がある開示請求に係る手数料について規定するものでございまして、また本条例の制定により関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案書6ページ、議第4号天草広域連合職員の降給に関する条例の制定についてでございます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、条例の制定を行うものでございます。

内容は、定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制が導入されるため、人事評価及び心身の故障等に基づく職員の意に反する降給に関する必要な事項を定め、管理監督職以外への職への降任による降給との区別を明確にするものでございます。

次に、議案書9ページ、議第5号天草広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。

本件は、地方公務員法等の一部改正に伴いまして、条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、1点目は、職員の定年年齢を60歳から段階的に65歳まで引き上げるものでございます。

2点目は、管理監督職の職員は、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の職に異動するものでございます。

3点目は、定年の段階的な引上げ期間中は、経過措置といたしまして、引き続き65歳まで任用ができるよう現行の再任用制度と同様の制度を設けるものでございます。

4点目は、60歳に達した日以降に退職した職員を、従前の勤務実績等に基づき、短時間勤務の職に採用することができるものでございます。

5点目は、職員が60歳に達する前年度に、60歳以降の任用、給与、退職手当等の制度に関する情報の提供を行った上で、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めるものでございます。

6点目は、60歳を超える職員の給与水準につきまして、国家公務員と同様に60歳時点の7割とするものでございます。

次に、議案書23ページ、議第6号熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

本件は、熊本市町村総合事務組合の構成団体であります玉名市が令和5年6月30日をもって組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するもので、関係自治体の議会の議決が必要となるため提案するものでございます。

次に、議案書24ページ、議第7号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正は、支出見込額算定による職員給与費及び派遣職員負担金及び令和4年度事業実施に伴う増減を中心に補正するものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,396万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を38億3,530万5千円とするものでございます。

議案書25ページ、第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入の主なものとして、款3国庫支出金では、歳入見込額算定による緊急消防援助隊設備整備費補助金の減額見込みで26万2千円の減額、款4県支出金では、委託金において火薬類及び液化石油ガス事務に係る申請件数増に伴い14万3千円の増額、款5財産収入では、消防車両更新による物品売払収入増などで37万5千円の増額、款6寄附金では、救急業務等に対する寄附金の増額見込みで34万9千円増額いたしております。

款8諸収入では、不燃ごみ及び資源物の売却単価高騰による売却収入等、雑入の増額見込みなどで3,336万2千円増額いたしております。

次に、議案書26ページ、歳出の主なものについて説明をいたします。

まず、款2総務費では、庁舎エアコン修繕料等36万円の増額のほかに支出見込額算定による派遣職員負担金47万6千円を減額し、総額11万6千円減額いたしております。

款3民生費では、介護認定審査会事業費で、審査会中止等に伴う介護認定審査会委員報酬及び費用弁償72万5千円を減額いたしております。

款4衛生費2,039万9千円の増額補正は、支出見込額算定による派遣職員負担金の増額97万3千円の増額、清掃センターの光熱水費単価高騰による需用費1,641万1千円の増額、廃棄物再生処理施設の資源物売払交付金1,990万円の増額や新ごみ処理施設整備に係る委託料1,020万7千円の減額が主なものでございます。

款5消防費は、総額2,187万2千円減額いたしております。内訳として、支出見込額算定による職員給与費、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行事等中止による旅費の減などがございます。

款6諸支出金では、寄附金の増による消防施設整備基金元金積立金の増などによるものでございます。

款7予備費では、各経費の支出見込額過不足調整に伴う増額でございます。

また、議案書27ページの第2表では繰越明許費を、28ページ、29ページの第3表では債務負担行為をそれぞれ補正いたしております。

次に、議案書30ページ、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計予算であります。第4次広域計画に位置づける施策の着実な推進を図るため、継続事業に係る経費を中心に介護認定審査事業、新ごみ処理施設整備事業及び消防車両更新、消防庁舎建設事業について必要な予算を配分し、予算編成を行ったところでございます。その結果、令和5年度の当初予算総額は36億6,196万1千円を計上しており、令和4年度の当初予算と比較しますと4,634万8千円、約1.3%増となっております。

歳入面では、市町負担金について消防費で人件費が減少したものの、議会・総務費では光熱水費単価高騰による需用費の増、民生費では介護認定審査会システム改修業務委託実施による増、衛生費では光熱水費単価高騰による需用費の増、現有施設の老朽化に伴う維持補修経費や最終処分場清掃委託費の増加などにより、前年度と比較して2,484万4千円



増額いたしております。

その他の歳入は、使用料は清掃センター使用料の減、国庫支出金は新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の減があったものの、県支出金で天草空港消防業務委託金の増、諸収入の不燃ごみ及び資源物売払収入見込みの増などにより、前年度と比較して15.2%増の1億6,303万7千円を計上いたしております。

一方、歳出面では、義務的経費は、人件費において常備消防費で定年延長に伴い退職手当負担金の大幅な減少により、前年度比4.5%減の16億8,332万9千円を計上いたしております。

その他の経費は、消防費において維持補修費等の減少があったものの、物件費において衛生費の最終処分場廃止に向けた清掃等業務委託料、光熱水費単価高騰による需用費及び補助費等において資源物売払交付金の増加があったため、前年度と比較して13.9%増の11億2,382万9千円を計上いたしております。

投資的経費につきましては、消防庁舎建設事業の増及び松島地区清掃センター地滑り対策工事や施設補修工事による増加があったものの、衛生費で新ごみ処理施設整備事業の進捗による整備費の減及び消防費で消防車両更新台数減による消防施設費の減少により、前年度と比較して1.3%減の8億5,480万3千円を計上いたしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑の回数は1議題につき2回までですので、よろしくお願いいたします。

また、所属する委員会の所管部門以外について質疑されるようお願いいたします。

#### 報告第1号から議第8号まで質疑

○議長（若山敬介君）日程第8、報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）救急業務に当たって同乗者の一人の方と思うんですけども、その人が事故に遭われたと、その概要の説明書を見ますと多分イノシシが道路に死亡していて、それをゆっくり行ったけれども乗り上げていって、その同乗者にけがを負わせた。その前に、その同乗者に対する対処ですよ。その同乗者の座る場所がちゃんと確保してあるのか。同乗された場合に、救急自動車の中での対応っていいですか、この辺をちゃんとお知らせしてもらえれば、シートベルトとかそういうのがちゃんとそれなりに同乗される方に対して皆さんが対応されたのか、その対処された上でのこの不慮の事故なのか、その辺を

ちょっと聞かせてください。

○議長（若山敬介君）消防長。

○消防長（寺岡貴章君）消防長の寺岡でございます。

ただいまの勝木議員の質問についてお答えいたします。

事故が起きたのは消防車の後部室、処置をする部屋で起きておりまして、進行方向に対して横向きのベンチ型のシートに座られておって、ここでイノシシが路上にいたものからブレーキをかけたことによって横向きの力が働いて脇腹を痛められたというものでございます。

シートベルトの着用につきましては、指導しておったんですが、この事故の際にはされておらなかった。しかも、リュックサックを背負った状態で少し浅めに座っておられたということで起きたというところがあります。

その後、全職員に対して警防課のほうから通知を出しまして、前向きシートが横向きシートの前にあるんですけども、前向きシートに座り、3点式のシートベルトを着けて、同乗者については注意を促して、急ブレーキをかけることもあります、注意しとってくださいということを伝えた上で同乗させるように全職員に周知をしたところであります。

○議員（勝木幸生君）はい、いいです。

○議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に進みます。

日程第9、議第3号天草広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、本件は総務委員会に付託いたします。

日程第10、議第4号天草広域連合職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、本件は総務委員会に付託いたします。

日程第11、議第5号天草広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、本件は総務委員会に付託いたします。

日程第12、議第6号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一

部変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 質疑がなければ、本件は総務委員会に付託いたします。

日程第13、議第7号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本件の質疑は幾つかに区切って行います。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入について。資料2の補正予算書9ページの款3国庫支出金から10ページの款8諸収入までについて質疑はありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ほかになければ、次に歳出に進みます。

補正予算書11ページの款2総務費、款3民生費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ほかになければ、次に11ページ下段から13ページ上段までの款4衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ほかになければ、次に13ページ中段の款5消防費から15ページの款7予備費までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ほかになければ、次に4ページに戻りまして、第2表繰越明許費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ほかになければ、5ページから6ページまでの第3表債務負担行為補正について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ほかになければ、本件は所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第14、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計予算を議題といたします。

本件の質疑についても幾つかに区切って行います。

まず、第1表歳入歳出予算の歳入について。資料4の予算書7ページの款1分担金及び負担金から10ページの款8諸収入までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) なければ、次に歳出に進みます。

予算書11ページの款1議会費から14ページの款3民生費までについて質疑はありませんか。

4 番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）令和5年一般会計補正予算書13ページ、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費で、節が13、使用料及び賃借料に計上されております土地賃借料361万7千円について質問をいたします。

これは庁舎横の駐車場の土地賃借料ですけれども、昨年11月の議会における令和3年度決算報告の際、用地交渉の経過について質問をさせていただきました。その中で、連合長の指示の下、これまでの経緯、経過、今後の計画を整備し、次期議会にて報告をお願いしていたとともに、担当課長から連合長と協議の上、用地交渉に挑むと回答を受けております。

もしかしたら全員協議会で何らかの報告があるかと思っておりましたけれども、通告はしておりませんでしたのでそれもなかったんですが、この後予定されている総務常任委員会であれば私が状況の確認ができないので、この場で質問をさせていただきます。

まず、過去数年の交渉状況を踏まえて連合長がどのような指示を出されたのか、連合長にお尋ねをします。それに基づき、11月から3か月程度経過をいたしましたけれども、どの頻度で用地交渉を行い進展があったのか、なければ何がネックになっているのか、担当課から説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）お尋ねの件でございます。土地の購入については、購入する方向でぜひ進めてほしいということで指示をしております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4 番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）じゃあ、11月の議会で担当課から、これまで年に1回交渉していったと答弁がありましたけれども、つまるところ、年1回は交渉と言えるのかちゅうのは前回は言いました。それはちょっと交渉とは言えないんじゃないのと思っております。

前回の議会でも申し上げましたけれども、用地交渉は連続性です。連続性が重要であり、今の状況では用地交渉は振出しに戻っていると言えると思います。

今、この駐車場ではカーポートの設置工事が行われ、もう竣工しましたでしょうか。連合所有地であればカーポートのような簡易的なものではなくて、もう少し立派な駐車場を建てて多目的に使用できたのではないかと、有効な投資ができたのではないかと、そういう見方も私は思っております。新ごみ処理施設の用地交渉のように、期間的目標のある用地交渉とは違い、既に造成が終了し、日常的に不自由をしているわけではないんです。なかなか本腰が入らないのは事実ではないかと思っております。期間的な目標、例えば令和何年度までのいつ取得を目指すなどの目標を立てて挑む必要があると思いますが、連合長の見解をお尋ねいたします。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）議員ご指摘のとおりでございます。本当に私どもとしては、できるだけ早く、賃借料ということよりも購入を進めていきまして、できるだけ自前のものになるように進めていくということが必要かというふうに思います。ただ、これもやはり相手があることでございますので、しっかりそこについては、なぜ今まで購入ができていなかったのかということも含めて、そしてまた様々な周辺環境を、そういうのを確認しながら交渉に当たっていきたいというふうに思っております。

できるだけ早くという思いはございますけれども、いつまでにということは、これはまだ今の段階では申し上げることはできないかというふうに思います。

以上でございます。

○議員（松岡寿君）早く頑張ってください。

○議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に15ページから20ページまでの款4衛生費について質疑はありませんか。

5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）一般会計当初予算16ページからありますけれども、衛生費、本渡地区清掃センター及び松島地区清掃センター費についてちょっとお尋ねします。

現有2施設の負担割には、搬入割が50%、現状適用されております。令和5年度予算に適用する搬入量は令和3年度ですけれども、令和2年度搬入量、令和元年度搬入量と比較し、搬入量の増減状況について説明をお願いいたします。また、令和4年度の搬入量ははっきりとは分かっていないと思いますけれども、見込みといたしまして令和4年度の搬入量は、3年度と比較して多いのか少ないのか、分かる範囲で結構ですので説明をお願いいたします。

次です。搬入量、すなわちごみの量ですけれども、これまでの議会で令和9年度に向けてごみの量の考え方について同僚議員からオーバー分の考え方などの質問がこれまであったと思いますけれども、このごみ量の考え方ですけれども、これまでは5つの施設それぞれの市町でごみの量というのを考えてきたけれども、今後はどこの市町のごみの量、どこの市町がオーバーしたかとか、市町個別の責任ではなくて天草全体としての責任を持って取り組んでいくということによろしいですか、確認をいたします。

また、ごみの減量化は新施設、令和9年に向けてということに限らず、現有2施設に負担をかけないためにも重要な課題であると思いますけれども、今後ごみの減量化は天草全体で取り組んでいくということであれば、共通の取組を行うなど減量化に向けた今後の予定について説明をお願いいたします。

また、それらごみ減量分の取組によって現有2施設の経費のどの部分が大きく減額して

いくかなどありましたら説明をお願いいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。よろしくをお願いいたします。

まず、1点目の本渡、松島センターの搬入される量ということですが、まず令和2年度につきましては本渡地区清掃センターが可燃ごみ、不燃ごみ合わせまして1万7,041トン、令和3年度で1万7,055トンでございます。松島地区清掃センターは令和2年度で7,898トン、令和3年度7,750トンでございます。令和4年度の見込みでございますけれども、申し訳ございません、今資料がないのでお答えできませんが、若干……。すみません、またそこは確実に分かった時点でお知らせしたいと思います。

失礼しました。1月までの実績がございますので、1月までで令和3年度と4年度ということと比較をいたしております。令和4年度の本渡地区清掃センターが、これは1月分までの比較なんですけれど、令和3年度が1万4,483トンです。令和4年度が1万4,124トン。松島地区清掃センターが令和3年度6,562トン、令和4年度6,596トンということで、1月分までの実績といたしましては以上でございます。

続いて、天草全体でのごみの取組状況はということですが、まずオーバー分につきましては先ほど議員おっしゃられたとおりの考えでございます。

今現在の天草圏域での取組につきましては、ごみの減量化につきましては構成市町で策定されましたごみ処理基本計画における将来目標値ということを基に計画をいたしております。この際にも、ごみ減量化、資源化の目標値に向けて各構成市町の施策により取組を現在まで進められております。今回、新施設の運営費負担割が人口割と決定されたことから、改めて目標達成に向けて天草圏域全体として減量化、資源化の取組を強化をしていくため、構成市町の衛生担当課の会議を2回開催しまして、2市1町共通のテーマを絞り、それぞれの施策において今後取り組んでいくことを確認をいたしたところでございます。

連合といたしましては、全体の情報収集や必要な情報の発信を行い、構成市町と連携して推進していきたいと考えております。

すみません、以上でございます。

○議長（若山敬介君）5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）今、課長からの数量的なことを聞いたんですけれども、あまり減量化っていうかな、ごみの量が減量していく傾向にあまり見えないと、この新施設のごみ施設に対して、物すごくごみを減量化していかなければならないっていう目標の中で、今のままではどうも減量化に向かって数的に極端に減るっていうことがないと思うんですよね。今度は運営費についても全市民で、市民人口割ということがなっているんですけれども、市民の皆さんにも少しでも3つの市町が組織しているこの行政区の中で、物すごくごみの減

量化が大切になってくると思います。ですので、それぞれ一生懸命独自のやり方でやっていくと思うんですけども、共通するところは共通して減量化に向けて頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に20ページ下段の款5 消防費から25ページの款7 予備費までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に4ページに戻りまして、第2表債務負担行為について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、本件は所管の常任委員会に付託いたします。

## 散 会

○議長（若山敬介君）以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで日程についてご連絡いたします。

明日16日から21日までは休会し、次の本会議は2月22日午前10時から会議を開きます。

なお、この後、引き続き委員会審査となっております。総務委員会は第4会議室で、厚生委員会は第6会議室で準備が整い次第行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分散会

2月22日（水曜日）



# 令和5年第1回天草広域連合議会定例会会議録

## 1 議事日程（第2号）

令和5年2月22日（水曜日）午前10時開議

### 第1 一般質問

#### 1. 新宅靖司議員

- (1) 焼却灰の資源化について
- (2) 最終処分場の建設について
- (3) 松島地区中継施設について

#### 2. 松岡 寿議員

- (1) 栖本新白洲最終処分場の現状と今後について
- (2) 新ごみ処理施設整備事業に関する灰の資源化について
- (3) 正副連合長会議について

### 第2 総務委員長報告

議第3号 天草広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

議第4号 天草広域連合職員の降給に関する条例の制定について

議第5号 天草広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議第6号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第7号 令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号） 所管部門

議第8号 令和5年度天草広域連合一般会計予算 所管部門

### 第3 厚生委員長報告

議第7号 令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号） 所管部門

議第8号 令和5年度天草広域連合一般会計予算 所管部門

第4 議第7号 令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号） 採決

第5 議第8号 令和5年度天草広域連合一般会計予算 採決

第6 議第9号 工事請負契約の締結について

第7 議第10号 令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第5号）

第8 継続調査について

## 2 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

## 3 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 若山 敬介 君

2番 新宅 靖司 君

3番 平山 泰司 君  
5番 勝木 幸生 君  
7番 濱洲 大心 君  
9番 何川 雅彦 君

4番 松岡 寿 君  
6番 澤井 一富 君  
8番 塩田 真一 君  
10番 野崎 幸洋 君

4 欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

5 説明のため出席した者の職氏名(16名)

広域連合長	馬場 昭治 君	副広域連合長	堀江 隆臣 君
副広域連合長	山崎 秀典 君	会計管理者	宮崎 政勝 君
事務局長	濱崎 正明 君	消防長	寺岡 貴章 君
総務企画課長(兼)会計課長	出永 圭史 君	環境衛生課長	原田 健一 君
総務課長	青柳 雄二 君	警防課長	宮下 力 君
予防課長	平山 浩二 君	指令課長	竹川 光幸 君
中央消防署長	小平 直 君	北消防署長	山下 伸介 君
南消防署長	戸村 羊士 君	環境衛生課施設整備係長	中元 浩輝 君

6 職務のため出席した者の職氏名(1名)

書記 谷端 利則 君

午前10時00分開議

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

### 諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

本日新聞社から議場内の撮影の申出があり、許可をいたしましたので、ご報告いたします。

### 日程第1 一般質問

○議長（若山敬介君）日程第1、一般質問を行います。

2番新宅靖司君の質問を許します。

2番新宅靖司君。

〔議員 新宅靖司君 登壇〕

○議員（新宅靖司君）おはようございます。

議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、焼却灰の資源化について。

現在、本渡地区清掃センターと松島地区清掃センターの灰の処理費は年間1億2,160万円、運搬費4千万円で1億6,160万円と聞いているが、排出される焼却灰及び飛灰の量は何トンあるのか、また不燃ごみ、埋立ごみは何トンあるのか。さらに、新ごみ処理施設へは牛深、西天草、御所浦の3か所が加算されますが、排出量はどの程度予定されているのか伺います。

現在進められている新ごみ処理施設の埋立ごみ及び焼却灰を天草島外へ搬出され、今回の入札は100%焼却灰の資源化を行うと聞いているが、どのように資源化されるのか、その受入先はあるのか伺います。

シャフト炉式に比べてストーカ方式となった場合、埋立ごみ及び焼却灰が多くなると思いますが、20年間安定的に資源化できるのか疑問であります。そこで、最終生成物等の資源化先及び最終処分先の変更を5年間は認めないとなっているが、なぜ20年間としなかったのか理由を伺います。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

〔環境衛生課長 原田健一君 登壇〕

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。よろしく願いいたします。

お答えいたします。

最初に、焼却灰及び飛灰等につきましては、焼却炉から排出される焼却灰は2種類あり、ごみを燃やした際の燃え殻のことを主灰、排ガス中に含まれるばいじんのことを飛灰と呼んでおります。令和3年度の実績では、本渡地区清掃センターで主灰602トン、飛灰1,033トンの計1,635トン、松島地区清掃センターはセメントを混合し搬出したしますので、主灰、飛灰合わせて812トン排出されております。ほかに不燃ごみの残渣も埋立てをしており、本渡地区清掃センターで578トン、松島地区清掃センターで219トンであります。両センター合計の主灰、飛灰が2,447トン、不燃物残渣が797トン排出されております。

施設を一つに集約した場合の排出量につきましては、令和9年度の目標値から焼却処理量は2万2,994トンと算出しております。処理方式により灰の排出量は異なりますが、仮にストーカ方式となった場合は、以前実施したメーカーアンケートの結果から灰の排出割合が平均13.1%であったことで、灰の排出量は年間約3千トンを見込んでおります。

次に、灰の資源化につきましては、主灰及び飛灰は、限りがある最終処分場には頼らない、灰等の最終生成物は全量資源化を目指し社会的環境保全に努めるという正副連合長総意の方針の下、循環型社会形成推進地域計画を策定して事業をスタートしておりますため、主灰、飛灰は外部の資源化施設へ搬出すると公表しております。資源化の手法としましては、一般的にはセメント原料化や金属を取り除き資源化します山元還元となりますが、詳細につきましては事業者提案となります。

最後に、最終生成物等の資源化期間につきましては、当初計画時は資源化施設においては複数年から20年の取引が可能であるとアンケートの回答を受けておりましたが、その後情勢が急激に変化し、資源化施設では数年通しての取引が非常に厳しい状況となっていると判明いたしました。また、メーカーからの質疑において複数年の取引が厳しいとの意見がありましたため、まずは5年間を目安として焼却灰等の資源化を条件として、当初からの灰の資源化、運搬業務の内容を変更したのではなく、入札手続や契約書において連合及び事業者の所掌、責任に関する表現を一部変更したものでございます。今後とも基本方針に基づき事業者と協力してまいります。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）2番新宅靖司君。

○議員（新宅靖司君）2番新宅です。

ただいま質問の答弁をいただいた中で資源化の手法について、セメント原料化につきましてはセメントの需要が減少していること、灰をセメント原料へ混入するのが1割以下であると聞いております。受入れが難しい状況であるからこそ私は20年とするべきだったと思いますが、それと先ほど答弁いただいた正副連合長総意の方針であるからこそ資源化の件については20年とするべきだったと思いますが、基本的なことは課長から。だからこそ、連合長に20年として提案をするべきだったと、私はそう思います。そこを連合長に確

認をお願いしたいと思います。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）新宅議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初もちろん20年ということで、この間を必ず資源化施設でちゃんと再資源化をするということで進めておりましたけども、先ほど課長の答弁にもございますように情勢が非常に急激に変化をしまして、そしてその資源化施設等々が基本的にはもう固定での20年間の長期の契約というのは受けられないということが全国的に判明をしまして、それであれば恐らく今回のごみ焼却施設の私たちの計画も含めて全てどこも受けてくれるところはないというような状況になりかねないというふうに判断をいたしましたものですから、まずは最低5年ということでさせていただきました。

ただ、5年間ということは、一つは連合も資源化先を探すこと、これについては私たちも責任を逃れられませんので、業者に全てを委ねてしまうということではなくて、こちらとしても責任を持ってきちんとそういうところを探していくということで、20年間しっかり資源化先を探していく努力をしていこうということで、まずは5年間ということを業者のほうにお願いをするということでさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）2番新宅靖司君。

○議員（新宅靖司君）その問題は、また。次の最終処分場の建設についてということを確認してからもう一度質問をさせていただきたいと思います。

最終処分場についてですが、新ごみ処理施設の建設計画の基本的な考え方は、天草圏域内に最終処分場は造らず、全量資源化を目指すという方針であると聞いておりますが、2月2日の研修先の環境センター北薩は、最終処分場を併設しており、施設管理課長に確認したところ、ストーカ方式の場合、最終処分場があったほうが運営上よいと答えられました。仮に新ごみ処理施設の方式がストーカ方式となった場合、最終処分場が必要と思うが、造る意思はあるのか。まず、連合長から答えていただいて、そして副連合長に自分の行政に最終処分場を受け入れる気持ちがあるのかも含めて答弁をお願いします。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）お答えいたします。

天草広域連合の広域計画においては、自区内処理の原則に基づき、新たな最終処分場整備の可能性を検討することとしておりますが、今回の新施設におきましては、最終処分場には頼らない、最終処分場を建設しないという基本方針により事業を進めております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）堀江副連合長。

○副広域連合長（堀江隆臣君）お答えいたします。

首長の立場で発言をさせていただきますが、我々の自治体の中にも最終処分場となる可

能性のある場所というのは今のところございません。したがって、副連合長の立場としては連合長と同じ意見、方針でございます。

○議長（若山敬介君）山崎副連合長。

○副広域連合長（山崎秀典君）お答えをいたします。

私のほうも副広域連合長といたしましては、広域連合長と同じ立場で、同じ方針でございます。また、苓北町長の立場でも同様でございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）2番新宅靖司君。

○議員（新宅靖司君）今、連合長、副連合長、共に方針は同じと。当然だと思いますが、最終処分場を造らないのであれば、やはり20年の安定的な灰の資源化が私は必要だと思います。先ほど言いましたとおり、このことが今回の新ごみ処理施設に対してのいろんな意見が出てきてるんだと思います。まずは、これを基本方針どおり20年として、そこで事業者の意見を聞いて、していくべきだろうと思います。灰の受入先がなかなか厳しいから、じゃあ緩めて5年にしましょうというふうなことであれば、天草島内のごみ処理施設はおかしくなってしまうのかなと思っておりますので、再度ごみの灰の資源化を安定的に処理していくということを含めて、連合長にお尋ねします。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）今新宅議員のほうからお話がございましたとおり、20年、私たちとしても必ず再資源化を果たしていくと、そのために努力をしていくと。ただ、それを業者に全て丸投げ、全て委ねて業者の責任でということにしてしまうことは、これはできないというふうに思っております。私たち連合としましても、そこをしっかりと一緒になって取り組んでいながら見つけていく。これは絶対に果たしていかなければいけない役割だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）2番新宅靖司君。

○議員（新宅靖司君）当然一般廃棄物の処理の問題は、行政にあるということです。だからこそ、行政のほう为主导権を持って20年間安定的に処理できる方法を示さなければならないと私は思っております。そういうことで、ぜひそこら辺はもう少し明確に新ごみ処理施設建設に対する基本方針に沿った内容にしていきたいと思っております。

それでは次に、松島地区中継施設についてお伺いいたします。

11月の塩田議員の一般質問で、倉岳や有明の一部から搬入するののかの質問に対し、搬入するとしたらお願いベースであるかのような、明確な答えが得られておりません。処理方式や入札が進められていく中で基本的な方向性が示されないと、中継施設の計画策定にも影響します。現在の中継施設は、収集し、プレス等はせずに、大型車に積み替えて新ごみ処理施設へ搬入する計画と聞いております。プレス等を行ってコンパクトにして運搬した

ほうがより効率的と私は思います。このようなことから、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）事務局長の濱崎でございます。よろしく願いをいたします。

松島中継施設に天草市の一部一般持込みの搬入についてというご質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今事務レベルで先日初めて構成市町間でこの件につきまして協議の場を設けられたということで私は聞いております。今後構成市町間の方針が決定をされまして、必要な場合には当連合におきましてもこの協議に入って、協議を進めてまいりたいというふうに考えております。いましばらくお時間をいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）2番新宅靖司君。

○議員（新宅靖司君）それでは最後に、連合長にお伺いをいたします。

協議を今から進められるというふうな事務局長からの報告でした。こういうことは天草市長としても連合長としても、連合長の方針の下で事務局は動いていくと思います。連合長の方針は天草市内の圏域から松島地区清掃センターへの搬入を考えておられるのか。そこをもう一回明確に答弁をお願いします。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）この場は連合の議会でございますので天草市長としてのお答えは差し控えさせていただきますが、連合長としてとにかく天草の広域を一本化して一つのごみ処理計画を今立てているわけですから、まずはしっかり今回の新ごみ処理施設、1か所を一つとして造っていく。これをしっかり決めた上で、この後それに合わせてこの中継施設がどう必要なのか、どういうふうな形で集めていけばより効率的で、そしてコストも安く済むのかということ、これは2市1町しっかり、各担当者も含めて、そしてまた連合もしっかり入って、その辺は決めていかなければいけないというふうに思っております。その辺についてはしっかり進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若山敬介君）2番新宅靖司君。

○議員（新宅靖司君）仮に倉岳や有明の一部を入れるとするならば、当然運営は広域連合で行うべきだと私は思っております。そういうことも含めて、中継施設を上天草市で運営するのか、広域連合で運営するのか、その辺も当然明確にしていかなければなりません。これはやはり広域連合長の方針を示さないと次には進まないと私は思っております。天草市長としては答弁できないかもしれませんが、広域連合長としてそういうふうに入れるのであれば広域連合で運営していくべきだと思いますが、最後にその運営方針についてはどう思われておりますか。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）各それぞれの市町で運営するか、もしくは広域連合で運営するかということのご質問だと思いますが、これも今の段階でどういうふうな形が一番ベストなのか、そういうことも含めてまだ議論というのは始まったばかりでございますので、そこについては今の段階で決めることはできないというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（新宅靖司君）以上で終わり。よかです。

○議長（若山敬介君）以上で2番新宅靖司君の質問を終わります。

次に、4番松岡寿君の質問を許します。

4番松岡寿君。

〔議員 松岡寿君 登壇〕

○議員（松岡寿君）皆さんおはようございます。4番松岡寿です。

議長のお許しがありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、栖本新白洲処分場の現状と今後について質問をいたします。

議員の皆様もご承知のとおり、現在連合所有ごみ処理施設から発生する灰は、天草圏外の最終処分場にて処分を行っています。それ以前は連合が所有する栖本町に新白洲最終処分場を整備し、平成10年から平成25年までの15年間、灰の処分を行ってまいりました。埋立終了後は、国の資料などによれば、2年程度排水の水質検査などを行い、県へ廃止届を提出、跡地利活用の検討というのが最短期間の流れであると思われまじけれども、新白洲処分場の場合は埋立終了から9年が経過しております。その間の経過について説明をお願いいたします。

以降は自席にて質問をさせていただきます。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

〔環境衛生課長 原田健一君 登壇〕

○環境衛生課長（原田健一君）環境衛生課長の原田です。よろしくお願いたします。

お答えいたします。

新白洲一般廃棄物最終処分場の埋立てが終了しましたのは、平成25年7月でございます。平成28年3月に熊本県へ埋立処分終了届を提出しております。一般廃棄物最終処分場を廃止するためには、熊本県へ廃止確認申請前に2年間以上の水質及び排ガス等の測定検査結果を提出し、現地確認を行った上で判断されます。本最終処分場におきましては、平成29年度から4年間にわたり調査を実施し、国が定める廃止基準の全てを満たしていること、また栖本漁業協同組合より処理水の放流延長同意をもって熊本県に廃止確認を申請し、令和4年1月に廃止確認通知が届き、施設の廃止が認められたところでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。



○議員（松岡寿君）次に、地元の意向、地元との協議、今まで紆余曲折ありましたけれども、運用期間の15年間で周辺住民の世代交代や最終処分場に対する地域の理解の変化もあったと思います。それを思えば、この運用終了後9年間というのは、それだけ最終処分場を運営、廃止していくということの難しさを物語っているのではないかと考えております。

今後は、最終処分場の廃止の最終段階と言える跡地利活用計画になります。旧栖本町との協定に基づき、天草市が跡地利活用を実施することになります。跡地利活用に向けた天草市と地域との協議状況についてお尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）事務局長。

○事務局長（濱崎正明君）跡地利活用の協議状況についてお答えをいたします。

ただいま議員ご発言のとおり、平成8年2月の協定書によりまして、埋立ての終了後の土地につきましては旧栖本町に有償譲渡するものということで明記をされているところでございます。平成29年5月に天草市における栖本まちづくり協議会内におきまして跡地利活用検討部会が設置をされ、平成30年8月に人工芝の多目的グラウンドの整備という要望書が天草市とこちらの本広域連合に提出をされております。ただ、この要望に対します方針、これにつきましては決めかねる状況にあったことで、議員お尋ねの跡地利活用に向けた天草市や地域との具体的な協議につきましては、要望書の提出以降進んでいないというふうな状況でございます。現在、施設の廃止が熊本県から正式に認められております。令和5年度には施設内の清掃、洗浄作業を予定していることから、今後跡地利活用に向けた事業の実施主体、また譲渡方法なども含めまして、構成市町と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）3つ目の質問に入ります。

次に、新白洲処分場の廃止と並行して、今連合の課題となっております、灰の受入先です。新白洲処分場の埋立終了以降、3回受入先が変更となっておりますけれども、過去の受入先と変更の理由についてご説明をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

灰の受入先及び受入先の変更経緯につきましては、新白洲一般廃棄物最終処分場の埋立完了の平成25年8月以降から令和元年度まで、菊池市にありました九州産廃株式会社に搬入しておりました。その後、廃棄物の不適正処理が報道され、処分場が令和元年度をもって廃止されましたことで、令和2年度から熊本市北区にあります有限会社オー・エス収集センターに搬入いたしております。しかし、熊本市の地下水保全条例により放流基準が本年度より厳しくなり、本渡、松島地区清掃センターの最終生成物では受入れ基準を満たせない見込みであることから、受入れは本年度までとの連絡を受けております。これを受け

まして、令和5年度からの受入れ施設を探しましたところ、大分市にあります株式会社松岡環境開発が可能であるとのことでありましたので、大分市に事前協議の上、令和5年4月からの受入れ許可をいただいております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）松岡が出てきましたけど、私とは関係ありませんので。

じゃあ、次の新ごみ処理施設整備・運営事業に関する灰の資源化についての質問に移ります。

先ほどの新宅議員と少しばかり重複するところがあるかもしれませんが、ご了承くださいたいと思います。

先ほどの灰の処分の質問は現有施設に関するものでしたけれども、ここからは新ごみ処理施設の灰の処理についてお尋ねをいたします。前もって申し上げますけれども、今回の入札はストーカ式焼却炉、シャフト炉式溶融炉の2方式ですので、排出されるものも焼却灰、溶融スラグと異なるもの、両方式とも排出される飛灰がありますけれども、灰などという表現で統一して質問をさせていただきたいと思います。

まず、連合のホームページに令和元年8月に策定されました新施設基本方針が掲載されております。その中で、資源循環性の優れた施設、最終処分量の極小化を目指したごみ処理システムの構築とあります。これは中村連合長が示された天草に最終処分場を造らず、灰などは圏域外にて安定的に資源化処理を行うという方針に基づくものであるという理解でよろしいでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

令和元年8月に策定しました天草広域連合新ごみ処理施設整備基本計画において、5つの施設整備基本方針を設定いたしております。議員ご指摘の灰の資源化につきましては、最終処分量の極小化ということで、基本方針4として記載しているものでございます。この方針の決定の経緯ですけれども、基本計画を策定するに当たり、構成市町の担当職員、当連合の職員から成る施設整備基本計画検討委員会を設置し、その検討結果を令和元年7月19日に環境衛生課より正副連合長へ報告し、決定されたものです。事務局の記録では、その報告の際、中村前連合長が天草で最終処分場を扱うのは大変な労力が要る、全量資源化を目指すという趣旨の発言をされ、副連合長も同意いたされたことから、正副連合長総意の基本方針の一つとして現在まで事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）そうですね。今のおりでございます。そのときに報告をした正副連合長の中では、ただいまは堀江市長だけしかいらっしゃいませんけれども、ご記憶にあるかと

思います。

次に、そのような中村連合長の方針をより確実に実行するため、連合長の諮問機関として事業者選定委員会を設置し協議を行い、その結果が昨年8月に行った入札公告であると思っております。

その中で、灰などの資源化業務については、国が通知にて示した手法に基づき連合事業の運営統括主体のプラント会社を親会社とする特別目的会社、いわゆるSPC、そして灰などの資源化業者で3者契約を締結するとしていました。さらに、灰などの資源化業者の確保は行政のノウハウだけでは非常に困難なことから、SPCが灰などの処理方法、受入先を20年間提案し、それに対して連合は対価を支払うとしていたと思います。ところが、昨年11月に公表された事業者との質疑回答、それを受けて12月に公表をされました一連の契約書変更案を見ますと、事業者側の意見に譲歩し、当初目指していた灰などの資源化からすればそのあたりが大きく変更しているように見受けられますが、その変更内容についてお尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）環境衛生課長。

○環境衛生課長（原田健一君）お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年11月25日に公表しました事業者との入札公告等に関する質疑回答により、灰などの資源化業務に関する一連の契約書案を一部変更し、12月2日に公表をいたしております。この変更でございますが、当初からの灰の資源化、運搬業務の内容を変更したのではなく、入札手続や契約書において連合及び事業者の所掌、責任に関する表現を一部変更したものでございます。詳細につきましては、落札者決定後、事業者と協議を行うということでご理解いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）見やすいように変更されたということですが、変更しなかったほうがいろいろと質問が出なかったんじゃないかなと思っておりますが、確かに灰などを運搬し資源化をするという大枠は変わっていません。問題は、その中身に大きな変更が生じているという点です。契約書面の表現の変更ということですが、私の所見では、その表現の変更でSPCが灰などの資源化業務に対し連帯責任を負う必要はほぼなくなり、SPCが20年間にわたって灰などの資源化先の確保を提案する必要もなくなりました。変更された契約書を見ますと、灰などの資源化業者は連合から業務を直接受託することが明記されており、実質的に連合と灰の資源化業者との2者契約となっています。長期的に見たとき、灰などの資源化先、受入先は連合で確保するリスクが発生してきていると考えます。

11月の全員協議会で連合長は、灰などの資源化は難しい局面にあるということでおっしゃってございました。そうであれば、むしろ事業者の意見に譲歩をしないで、当初の契約形

態を維持するべきではないですか。また、同じ全員協議会で連合長は、応札者の確保も必要と発言をされております。処理方式を2方式とした理由が複数企業の応札による競争性の確保であったと思えば、この譲歩によって1社入札が避けられ、競争性の確保がなされたと理解してよろしいでしょうか。

そもそも、この譲歩で多くの事業者の参加が見込めるのであれば、入札公告の時点で緩和しておくべきではなかったかなと。なぜこのタイミングで変更があったのかと疑問があるわけでございます。さらに、この契約変更は、執行部が言うように単なる入札手続上の条件の変更なのでしょうか。私は中村連合長が示された天草に最終処分場を造らず、灰などは圏域外にて安定的に資源化処理を行うという方針を揺るがす、重大な連合の施策方針の変更であると考えております。そう考えるからこそ、執行部は一連の契約書案の公表前、入札執行前に天草島民、議会にこの方針変更の説明をすべきで、その責任を帯びていると考えております。そういう考えで本日は質問をさせていただきました。

では次に、正副連合長会議についての質問に移ります。

先ほど灰などの資源化は重大な方針変更ではないかと申し上げましたけれども、恐らく灰などの資源化の在り方についても最終的な決定というのは正副連合長会議で行われていると思います。この会議は、天草広域連合規約第14条に定められた会議で、今回の議会も含め、そういう連合の執行部が意思決定をする上で重要な会議であると私は認識しておりますが、連合長の見解をお尋ねいたします。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）お答えいたします。

正副連合長会議は、規約に広域連合の運営に係る協議及び調整を行うために設置し、議会の議決を経るべき事件、その他広域連合長が重要と認める案件を審議すると規定されております。この会議は、広域連合としての統一した意思に基づく有効かつ適切な施策の遂行を期するための協議を行い、率直な意見交換を行う会議であると認識しております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）先日令和5年度当初予算案に関しまして、議案上程に当たり正副連合長にてどのような議論をされたのか確認しようと思ひまして、関連資料と正副連合長会議の議事録の開示請求を行いました。しかし、結果は不開示でございました。特に議事録については、担当課による過去のものも含めて、率直な意見の交換もしくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの理由で今後も開示をされることはないとのことでした。この理由ですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条、天草広域連合情報公開条例第7条の条文を引用したものです。その条文の後半を見てみますと、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ、または特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものを開示しなくてよいということにされております。

では、天草広域連合の事務を考えたとき、ごみ処理、消防、介護認定、住民の生活環境に直結する内容です。それを天草2市1町の市町長が集まって協議をする場が正副連合長会議です。この正副連合長会議に限らず、3者そろって公務として広域連合の方針について事務方を含めて協議する場は多くあると思います。それが公務である以上、住民の方々は我が市、我が町の市長、町長が自分たちのためにどういう議論をしたのかを知る権利があると思います。開示しないことで、むしろ不当に住民の生活環境に混乱を生じさせるのではないのでしょうか。

冒頭質問をしましたがけれども、最終処分場の在り方、今回の灰などの資源化の方針変更は、天草地域の廃棄物行政に大きな影響を及ぼし、私の記憶では、新白洲処分場以前に所有した最終処分場は10年と運用をしておらず、転々としています。旧有明計画においても、当初最終処分場の整備を前提に公募したところ、応募地区がなく、候補地をピックアップして、その中で唯一受け入れていただいたのが有明町須子、赤崎地区でした。このような天草の最終処分場をめぐる過去があつての中村前連合長の方針であつたわけです。今後、過去のものを含めて正副連合長会議は世に出ることはありません。また、同類の会議録も開示されることはないかもしれません。そう考えたとき、中村前連合長がどういう思いで最終処分場を造らず、灰などの資源化を目指されたのか、馬場連合長がなぜその方針を覆すような判断をされたのか、我々議員はもとより住民の皆様はその経緯を知ることはできません。

中村連合長が示された天草に最終処分場を造らず、灰などは圏域外で安定的に資源化処理を行うという方針の前提に、建設地である立浦、観音地区と同地区で最終処分場は造らないという約束があります。また、この方針は、ごみ処理施設の整備を受けたら最終処分場も受け入れないといけないという地区の不安に寄り添つた方針であり、地区の方々が施設建設を受け入れるに当たつての思いを込めた方針でもありました。執行部はそれを実現しようと協議を積み重ねて、変更前の3者契約という選択をしたはずです。今回の灰などの資源化に関する変更は、単純な表現の変更ではありません。立浦、観音地区の住民の方のために絶対に妥協してはならない条件を変更した連合と立浦、観音地区の信頼関係を揺るがす重大な変更でございます。今後のことを含めて、連合の運営や方針に係る協議録を公表しないのであれば、立浦、観音地区の住民の皆様はこの変更の経緯を知ることはできません。真実が公表されることなく、この事業の所在地がどこにあるのか、何の説明も整理もなく、延々と淡々と事業をスケジュールどおりに進めていくことが立浦、観音地区の住民の皆様、天草島民の負託に真に込めているのか、理解が得られるものなのかと、事業の進め方に対する執行部の真意に疑問を禁じ得ません。

9月の天草市議会で、住民サービス向上のために広域行政の役割はより重要になると申し上げました。そして、その先駆けとなるのが新ごみ処理施設整備事業であると考えております。この事業が将来にわたって住民により開かれた、歓迎されることを期待しまし

て、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）ただいまの松岡議員のお話に対して一言。

広域連合の連合長会議の会議録を今後もずっと開示をしないということは言っておりません。そこだけご理解いただきたいというふうに思いますし、当然会議の中身の中で様々な、例えば入札情報の中でいろんなことに影響を及ぼすようなことというのは開示できないわけですから、そういうこともあって時と場合によってその辺を判断することがあるというふうなことだけは申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）以上で4番松岡寿君の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時48分

○

午前10時57分

○議長（若山敬介君）再開いたします。

## 日程第2 総務委員長報告

○議長（若山敬介君）日程第2、総務委員長報告。

先日の本会議におきまして、総務委員会に付託いたしました議第3号天草広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について外5件を議題といたします。

総務委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員長、10番野崎幸洋君。

〔総務委員長 野崎幸洋君 登壇〕

○総務委員長（野崎幸洋君）おはようございます。

総務委員長報告をいたします。

さきの本会議において付託を受けました案件について、同日本会議散会後に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議第3号天草広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてであります。本件については異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第4号天草広域連合職員の降給に関する条例の制定についてであります。降給について一定の基準があるのかについてただしたのであります。説明によりますと、人事評価、心身の故障等によりその級号給がふさわしくない場合は下の級号給に格付され

ることもあるとのことであります。

以上、主な内容についてご報告いたしました。本件については異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第5号天草広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてであります。消防職員において65歳が定年となると、体力の衰えの影響により若い職員と同等に働くことができるのか、また業務の内容の検討を行っているかについてただしたのであります。説明によりますと、体力維持に努めることを検討しているが、全国的にも検討しているということと、当連合で実際に影響があるのが令和7年度からであるので、内容については今後詰めていくとのことでした。

以上、主な内容についてご報告いたしました。本件については異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第6号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。本件につきましては異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第7号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）の所管部門についてであります。本件につきましては異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計予算の所管部門についてであります。委員会では、民生費の備品購入費についてただしたのであります。説明によりますと、1審査会当たり4名の出席があり、同時に2つの会場で審査会が開催されることもあるので、タブレット端末は8台分を予算に計上しているとのことであります。

次に、北消防署訓練棟の補修工事についてただしたのであります。説明によりますと、訓練棟の敷地は通常カラーコーンとコーンバーで進入できないようにしているが、たまたま敷地内を通った一般車両が道路との段差に転落するという事故が三、四件あったため、事故防止のために行う外構工事であるとのことであります。

次に、ドローンの活用についてただしたのであります。説明によりますと、現在中央署、北署、南署に各1台を配置しており、予備として1台、合計で4台所持しているとのことでした。現在28名の隊員がドローン操縦の資格を保持しており、令和5年度は3名分のドローン資格取得費用を予算計上しているとのことであります。

以上、主な内容についてご報告いたしました。本件につきましては異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で総務委員長報告を終わりますが、よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（若山敬介君）ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑がなければ、これより議第3号から議第6号までの以上4件について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

ただいま委員長より報告のありました案件中、議第3号から議第6号までの以上4件につきまして採決いたします。

議第3号天草広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第4号天草広域連合職員の降給に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第5号天草広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第6号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。



### 日程第3 厚生委員長報告

○議長（若山敬介君）日程第3、厚生委員長報告。

先日の本会議におきまして、厚生委員会に付託いたしました議第7号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）外1件を議題といたします。

厚生委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

厚生委員長、4番松岡寿君。

〔厚生委員長 松岡寿君 登壇〕

○厚生委員長（松岡寿君）それでは、厚生委員長報告をいたします。

さきの本会議において付託を受けました案件につきまして、同日本会議散会後に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果についてご報告をいたします。

まず、議第7号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）の所管部門についてであります。執行部より補正予算計上に至った補足説明があり、本件につきましては異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計予算の所管部門についてですが、委員会では、歳入について整備事業に関する国庫補助が計上されていない理由や対象経費、補助率などについてただしたのでありますが、説明によりますと、計上されていない理由について、土地造成工事は補助対象外の経費であるとのことで、令和5年度から新ごみ処理施設の設計に着手するが、メーカーアンケートなどから令和5年度の支出はないとのことで補助金を計上していないとのことでありました。また、補助率については、3分の1を基本として、発電設備に係る部分の2分の1とのことでありました。

さらに、この整備に係る補助金について、過去の議会における全国的に新施設の整備が集中しているという執行部の発言を踏まえ、国庫補助が減額される懸念についてただしたのでありますが、説明によりますと、過去に全国で同様の理由と推察される国庫補助の減額の例が存在するとのことでありました。現在そのような可能性を構成市町に伝え、各構成市町において協議を依頼しているとのことでしたが、連合構成市町で協議の場は持っていないとのことでありました。

引き続き、歳出についてですが、灰などに関する廃棄物処理委託料について、委託先が変更になった理由についてただしたのでありますが、説明によりますと、現在の委託先の搬入基準が厳しいこと、受入れ容量に余裕がないことから、調査の結果、大分の業者が受入れ可能ということで変更に至ったとのことでありました。

次に、債務負担行為に計上された施工監理業務委託の概要についてただしたのでありますが、説明によりますと、設計工事試運転において要求水準書のとおり実施されているかの照合と、それらを踏まえ、策定される施設運営に関する計画書の審査を専門的な立場から連合職員の補助を行う業務とのことでありました。

この施工監理業務について、工事の約定や目標である工期の短縮などを協議していくのか、無理な工期短縮は下請に入った天草の企業へのしわ寄せは懸念されないかをただしたのでありますけれども、説明によりますと、工期の設定を行うのはそのとおりで、工期の短縮は事業者へのお願いベースとのことであります。

また、施設の設計に関わる重要な業務であることを踏まえ、現施設の課題や圏域のごみ処理の課題について整理し、設計に反映させる必要はないのかとただしたのでありますが、説明によりますと、現施設圏域のごみ処理の課題の整理については未着手とのことで、今後協議するとのことであります。

さらに、新ごみ処理施設整備・運営事業は、整備と運営を一体的に発注するDBO方式である。また、施工監理において施設運営に関する計画書の審査が業務に含まれていることから、SPC設置や灰の資源化など事業者の意見を踏まえ、施設運営において譲歩をした点を施設設計、建設で補わなければ、DBO事業としてバランスが崩れ、施設運営に支障が出るのではないかと、施工監理業務で協議の上、カバーしていく考えはあるのかとただしたのでありますが、説明によりますと、事業者からの提案次第であり、落札後の協議とのことであります。

以上が原案に対する主な審議内容となります。

その後、本件について塩田委員より施工監理業務の債務負担行為1億9,300万円の削除とそれに伴う歳入歳出の1,550万円の減額を求める修正案の提出があったことから、塩田委員に提出理由について説明を求めたところ、次のような内容でございました。

まず、この施工監理業務に関する工期の短縮についてであります。説明によりますと、工期の短縮によって工事費の増額や仕様の方修正が一般的に伴うことが想定される中、工期の短縮という目標があることを認識していない構成市町がある。新施設の運営開始後におけるごみ処理経費などを勘案した場合、工期短縮のメリットは市町間で共有をできない。また、連合執行部自体も工期の短縮には曖昧な姿勢で、施工監理で重要な業務である工程管理の方向性が全く見えていない。各構成市町の財政負担に係る問題に発展するのではないかと意見がありました。

次に、松島中継施設の共同処理に関する諸問題が上げられました。説明によりますと、昨年6月に天草市執行部からその旨の発言があった一方で、上天草市は従来どおり各市町の所掌として捉えている。発言から半年以上が経過した現段階においても進展がない。仮に共同処理となった場合、広域連合が事業主体となり得る可能性が高く、新施設の設計、施工監理業務にとどまらず、この事業の方向性が変わるのではないかと。さらに、中継施設に関連して、近年全国的にごみ処理施設の建設が多く、国庫補助の減額の影響を各構成市町で整理をしている状況である。工期短縮を含めて新施設、中継施設を一体的に勘案した財政計画の見直しが必要であるはずだが、その協議状況もはっきりと分かっていないとのことであります。

次に、SPCやこの事業の根幹である灰の資源化などの条件の緩和が施設の設計や運営にどのように影響するのか、それらに対する執行部の考えが不透明であることが上げられました。説明によりますと、新施設は建設、運営を一体的に行うDBO方式で発注すること、施工監理において運営計画の審査も業務の一つであることを踏まえ、運営で条件を緩和した部分は建設でカバーをする。そのような点を整理し、施工管理に挑まなければ効果的な施工監理はできないばかりか、DBO方式で発注した意味が薄れ、連合の施設整備方針が実現できない。一方で、その点を尋ねても、執行部は事業者提案、落札後、協議をすると繰り返している。確かに提案型の入札ではあるが、その提案の可否の選択権は発注者である連合にあり、事業者選定、施設ありきを前提として完全に依存するのは、本来の施設整備ではない。施工監理はプラント事業者と向き合う重要な業務であるゆえ、連合自身がしっかりとビジョンを持っていなければ、プラント事業者の監督の前提となる施工監理を請け負う業者との協議すら十分にできないとのことであります。

以上のことを踏まえ、施設を取り巻く諸問題への対策やビジョンが明確に示されない以上、プラント会社、施工監理業者に丸投げとなり、連合の施設施策実現のための施工監理業務になり得ず、この経費は予算化できないと判断したとのことであります。

この説明に対し、質疑を行いました。

まず、事業が前に進まず、進捗に影響があるのではないかと質問がありました。塩田委員の説明によりますと、連合構成市町間の認識の差を整理しないまま事業を進めているのか、またこれまでの執行部の説明から新施設の運営面の仕様の低下が顕著であり、スケジュールを優先するか、それとも諸問題と向き合い、事業の質を維持していくかの選択である。新施設は最終的には30年以上も使っていくということ、大きな投資であることを思えば、事業の質を維持することが住民に歓迎されるはず。逆に言えば、議会より指摘を受けた疑問について執行部が明確なビジョンを示し、説明を行い、その内容が納得できるものであれば、予算化に値すると考えているとのことであります。

次に、松島中継施設の共同処理の問題は、新施設に関係しないのではないかと質問がありました。塩田委員の説明によりますと、仮に共同処理となり連合で松島中継施設を運営することになった場合、資源物など最終的に熊本方面に搬出するものを連合が連合の本渡の新施設に一旦搬出するのは無駄である。そうした場合、資源物のストックヤードの一部は本渡の新施設、松島の中継施設と分散させる必要があり、施設規模、建設費に大きく影響がある。仮にそれが本当に天草のためになるのであれば議論の余地は十分あり、先行して新施設を今の規模で造ってしまえば無駄な投資になるとのことであります。

次に、事業が遅延したことで、物価上昇著しい昨今、工事費が増額するのではないかと質問がありました。塩田委員の説明によりますと、そもそも現在の予定価格が1年半前の令和3年8月時点の古い見積りをベースに算定しているのが問題であり、そこを基準に物価上昇による増額を避けるため早期着工というのは、ダンピングを容認していることに

なる。さらに、公共工事の趣旨の一つとして、地域経済の循環であることを踏まえ地元の企業への配慮も必要、本来執行部はそのような視点で予定価格について考えておくべきであったとのことであります。

次に、施設運営に当たっての整備という塩田委員の考えについて質問がありました。塩田委員の説明によりますと、施工監理を行う上で、技術者集団であるプラント会社がどうしても強くなる。行政としてそれに対抗していくために地域の状況に応じた運営体制というのをしっかり持って交渉しなければ、施設ありき、提案ありきという発想では、施工監理の有無にかかわらず、プラント会社の言いなりになって、住民サービスが低下してしまう。運営に関する条件が緩和される中で、執行部は事業者提案とばかり協議をすべきではないとのことでございました。

以上、修正案の審議内容についての報告となります。

引き続き、天草広域連合議会会議規則130条の規定に基づき修正案から可否を採ったところ、賛成と反対が同数となったため、天草広域連合委員会条例第15条の規定に基づき、委員長の決するところにいたしました。

以上で厚生委員長報告を終わりますが、よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（若山敬介君）ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）今委員長報告におきまして、修正をされて提出されるということですね。もしこの予算を修正される、否定されるということで、ごみ焼却施設の事業が遅れるということも考えられるんです。この場合、各市議会、そしてまた天草島民にどう説明をされるつもりなのか、もし何かありましたらよろしくお願いします。

この点は、提案者である塩田議員からということでもよろしいですかね、委員長。

○議長（若山敬介君）8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君）まず、答弁をする前に確認をしたいんですけども、この委員長報告で修正案を出した私が答弁していいものなのか、確認を議長にしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（若山敬介君）天草広域連合議会規則の中には、委員長報告に対する委員長と提案者にも質問ができますので、提案者のほうから答弁していただいても結構です。

8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君）それでは、委員長報告で執行部に対しても通常質問をしていいということになると思いますが、そういう理解でいいですか。

○議長（若山敬介君）誰がですか。

○議員（塩田真一君）通常の委員長報告で提案者、私のは今回は修正案ですけども、執行部に対しても質問をしていいということでもいいんですか。

○議長（若山敬介君）誰が質問をするんですかね。

○議員（塩田真一君）いや、委員長報告に対して。

○議長（若山敬介君）委員会報告は委員長報告に対する質問、プラス提案者に対する。今回は修正動議が出ましたので。

○議員（塩田真一君）私が答弁してもいいんですけども、通常の場合は委員長が答えるべきものと大体思うんですけども、執行部に対しては質問はできないということですね。

○議長（若山敬介君）議長判断で執行部に答えさせるべきものは答えさせていただきます。

○議員（塩田真一君）分かりました。答弁いたします。

勝木議員のおっしゃるとおり、各市町に持ち帰って、その説明が必要であると思えます。結論から申し上げれば、今の新施設整備・運営事業は、昨年予算を議決した時点のものと同様に非なるものである。また、議会が賛同した馬場連合長の提唱される新施設、中継施設、堆肥センターを含めた新たなごみ処理体制の構築に疑義が生じた。構成市町、連合が一旦立ち止まり、事業に対して認識を再度共有化する必要があった。より効果的な投資を模索する必要があったと説明をいたしたいと思えます。

連合議会としては、昨年7月に新ごみ処理施設整備・運営事業の予算約370億円を様々な意見がある中で可決しました。もちろんこの財源は構成市町の負担金でもありますので、この予算が事業計画に従って適正に支出されているのか、される見込みなのかを確認する、そういう責任を各市町議会に負っていると思えます。改めてこの370億円の予算ですけれども、施設の建設と20年間の運営を一体的に発注するための予算です。この運営費には同僚議員から指摘がありました、運営会社であるSPCを設置し、灰などの資源化を安定かつ適正に実施するための予算も含まれており、連合議会としてはSPCを設置し、灰などの資源化を安定かつ適正に実施する業務についても併せて承認したわけです。

しかし、同僚議員からも一般質問であったとおりに、整備・運営事業の核心であったこの業務は事実上、なきものになりました。このような事業の根底が覆るような方針変更が行われることを黙認し、結果的に同じ370億円をかけて数年後似て非なるものができてしまうことを考えたとき、ここで事業の在り方を問わなければ、連合議員として住民の皆様、地元議会に対し責任が全うできないと考えております。

また、修正案の提案理由で重複する部分もありますが、新ごみ処理施設を取り巻く全体を見たとき、工期の短縮や松島中継施設の共同処理の在り方については、入札公告以降、後発的に顕在化した問題であり、構成市町間、連合において認識は共有できておりません。中継施設は関係ないとおっしゃるかもしれませんが、馬場連合長のおっしゃる新たなごみ処理体制とは、過去の答弁などを踏まえれば、中継施設、堆肥センターを含めたものであります。加えて、連合長はこの体制を2市1町が一緒になってつくり上げていくと発言をされています。

私自身、新施設、中継施設、つまり連合の役割、構成市町の役割を一体的な視点で考え

る連合長の考え自体に異論はありません。昨年7月に負担割の同文議決、新施設の予算を可決したのは構成市町議会、連合議会としてのその意見に賛同したからです。だからこそ、このように構成市町の足並みがそろわない部分が存在することを見て、見ぬふりをして、その中心となる新ごみ処理施設という370億円の大型事業を進めることが地元議会やその向こうにいらっしゃる住民の皆様に対して責任を果たしているのか、そういう判断が必要であったということです。むしろ、スケジュールを絶対的に優先しようとする執行部の進め方は連合長の発言と矛盾していますし、よほど議会に対して説明責任を果たしていないと考えております。苦渋の判断でありましたが、一度立ち止まり、諸問題を解決し、改めてより効果的な投資の在り方を模索するほうが住民の皆様にもメリットが大きいものと判断した次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）5番勝木幸生君。

○議員（勝木幸生君）その場合、もし事業に延期だったりがあったりした場合に、今まで楠浦地区の人たちにもものすごくご理解をいただいて、候補地が決まったということを伺っております。いろいろ有明に行ったり、また楠浦に帰ってきたりというところで、ものすごく楠浦の皆様には本当にご理解をいただいて、建設するということにご承諾いただいたことには本当に敬意を表するところでございますけれども、この楠浦の住民の人たちに対して、またどのようなこの事業の延期となった場合に、どういう説明をされるのか。委員長、もしくは塩田議員、すいませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（若山敬介君）まず、委員長、勝木議員からの質疑。

4番松岡委員長。

○厚生委員長（松岡寿君）私委員長としましては、議案として提案された審議に基づいてされたことだけのみを報告することになっておりますので、厚生委員長報告で全てを網羅したと思っております。あとの分については私見になりますので、回答は控えさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（若山敬介君）8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君）お答えします。

建設地である本渡地区清掃センター周辺地区の方々には、事業が遅延になった場合、ご心配をかけることになると思います。しかし、その原因は執行部が地域のための方針であった灰の安定的な資源化を半ば反故にしたことによるもので、このまま執行部の事業の進め方を黙認することのほうがよほど地域に説明がつかないと考えております。地域の皆様方にはご要望であった灰の安定的な資源化について執行部が期待に応えておらず、やむを得ず事業を延期せざるを得なかったと説明をしたいと思っております。

また、連合長はよく地域との約束があるとおっしゃいますけれども、昨年6月の正副連合長会議において、稼働開始が遅れたことについて試運転を地元には稼働開始をしたと説

明すると発言されたと聞き及んでおります。灰の資源化を含めてどこまで地元地域を大事にされているのか疑問に思うところでございます。

以上です。

- 議長（若山敬介君）松岡委員長、委員長報告に対する。
- 厚生委員長（松岡寿君）今は勝木議員の分ですので、先ほど。
- 議長（若山敬介君）今塩田議員の。いや、勝木議員が委員長に対して質疑された部分はもう答えられる。今塩田議員の分については。
- 議員（平山泰司君）塩田議員は答弁やったろ。
- 議員（塩田真一君）私は答弁したんですよ。
- 議員（平山泰司君）そうやったと。
- 議長（若山敬介君）答弁という形だったんですか。
- 議員（塩田真一君）はい。
- 議長（若山敬介君）いいですか、委員長。
- 厚生委員長（松岡寿君）私は先ほど言いましたとおりです。
- 議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

野崎議員。

- 議員（野崎幸洋君）今勝木議員からいろいろ質問があつて、提案者の塩田議員より答弁があったわけですが、新ごみ処理施設の施工監理業務の予算は大変重要な案件であります。もし議長のお許しがあれば、広域連合長にお尋ねをしたいと思ひます。

この予算が削除されれば今後どのような問題が発生するとお考えなのかをお尋ねいたします。

- 議長（若山敬介君）委員長、よろしいですか。委員長から議長に対して、よろしいですか。
- 厚生委員長（松岡寿君）議長判断でお願いします。
- 議長（若山敬介君）それでは、広域連合長、大丈夫ですか。

馬場広域連合長。

- 広域連合長（馬場昭治君）お答えいたします。

今の修正議案を提出されて、この予算を削除された場合には、やはりこの事業の執行、新ごみ処理施設の建設、そういうものが執行できなくなるということになってくると思っております。その分について期間が延びることも考えられることにもなると思ひますので、その辺はしっかり私どもとしても検討してまいりたいというふうに思っております。

非常に重要な判断になるかというふうに思ひますし、延びる、もしくはこれが反故にされてもう一回見直しということになると莫大な費用も増えることにもなるかというふうに思ひますし、様々な影響が出てくるのではないかというふうに危惧しております。

以上でございます。

- 議長（若山敬介君）10番野崎議員。

○議員（野崎幸洋君）今様々な問題が発生するという事でお聞きしましたけども、このように厚生委員長よりもご報告がありました修正案の趣旨や内容につきまして、連合長が委員会の判断についてどのようにお受け止めをされたのか、その点もお尋ねします。

○議長（若山敬介君）馬場広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）すいません、先ほどの議長のお許しがありましたので、ただいま委員長のほうからご発言がありましたことについて、修正案に対する私の所見を述べさせていただきますと思っています。

まず、新ごみ処理施設の整備・運営事業は、民間のノウハウの活用を前提としたDBO方式ということによる事業でございます。これまで事業を進める中で、現有施設の運営実績などを踏まえ、新施設のビジョンを検討してまいりました。そして、その検討結果を取りまとめ、現在公表しておりますのが要求水準書でありまして、基本的にはこの要求水準書によって連合の目指す新施設のビジョンは満足されていると考えております。したがって、ビジョンを示すべきというご指摘には当たらないと考えております。

今回計上させていただきました施工監理業務に係る予算は、それら連合の示す条件を満足しているか否かを判断するために重要な業務であります。委員長報告にございました修正の理由についてであります。まず工期短縮につきましては、あくまでも令和9年7月の新ごみ処理施設の安定的な稼働開始を大前提として事業者にも協力を求めていくということでございます。新施設の早期完成は、老朽化した現有施設の状況、本事業の趣旨であるよりよい生活環境の実現を踏まえれば、圏域にとって有意義なことであると考えております。

次に、中継施設の在り方が新ごみ処理施設の在り方に影響があるのではないかというご指摘でございますが、新ごみ処理施設の受入れ体制の決定によって中継施設の仕様、運用を決定していくこととなりますので、新ごみ処理施設の施工監理業務には直接関係ないものと考えております。

次に、SPCや灰の資源化業務のご指摘については、事業者提案を踏まえ、今後落札業者と協議をするということでご理解をいただきたいと考えております。特に灰の資源化に係る処理の確約年数変更につきましては、入札支援業務を受託している専門業者の意見を取り入れながら様々な角度から検証を行った結果、入札手続、契約における所掌、責任に関する表現の変更であります。運用開始後も継続して資源化の継続の協議を進めてまいります。

なお、SPCや灰の資源化業務は運営に関する事項でありまして、このことをはじめ、運営における条件変更は施設建設に一切影響を及ぼすものではございません。改めて建設の監督を主たる業務とする施工監理業務と施設の運営条件の変更等は、直接的に関係ないと考えております。

これらを踏まえまして、連合としましては適正に施工監理業務に着手できるものと考え



ておりますので、議員の皆様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

3番平山泰司君。

○議員（平山泰司君）3番平山です。

塩田議員にお尋ねいたします。

現有施設の老朽化の問題もあります。事業延滞によって各構成市町にメリットはあるのかないのか、お尋ねをいたします。

○議長（若山敬介君）8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君）まず、上天草市で申しますと、現在松島中継施設の整備計画がありますが、今計画では全てのごみを本渡新施設に搬出することになっています。この計画の最大のネックは輸送コストであり、以前から同僚議員より資源物などは直接熊本市内などへ搬出、売却したほうが輸送効率がいいのではないかと、そのあたりの研究も必要ではないかという意見がありました。上天草市としては、そういう部分を最適化するのにもう少し時間が必要ではないかと考えております。

すいませんが、天草市、苓北町については分かりませんが、2市1町ともですが、各議会での答弁や厚生委員会での連合執行部の発言から推察するに、新たにごみ処理体制を迎えるに当たり、何をいつまでにどうすればよいのか、我が市、我が町のごみ処理というのがどうあるべきか、見えてない部分が多いのではないかと考えております。新施設ができないと分からないという意見もあると思いますけれども、収集、焼却、資源化、もしくは埋立てというごみ処理の過程を見たとき、最初にある各市町が行う収集体制ががっちりしておかないと施設整備も難しい点もあると思っていますし、そこが効率化されることで新施設にも生きていく部分もあると考えております。

そういう意味で、事業が延びることは、各市町のごみ処理の在り方を見詰め直す時間にもなると思います。確かに現有施設の老朽化の問題もありますが、そういう目先の価値観にとらわれるよりも2市1町全員で使用する新施設をよりよくするほうが、最終的に構成市町のメリットにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかに質疑がなければ、これより議第7号及び議第8号について討論に入ります。

すみません。委員長、自席にお戻りください。

#### 日程第4 議第7号討論・採決

○議長（若山敬介君） 日程第4、議第7号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君） 討論なしと認めます。

議第7号を採決いたします。

本件に対する各委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君） ご異議なしと認めます。よって、本件は各委員長報告のとおり可決いたしました。

### 日程第5 議第8号討論・採決

○議長（若山敬介君） 日程第5、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計予算について討論はありませんか。

9番何川雅彦君。

○議員（何川雅彦君） 9番、議長のお許しがありましたので、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計当初予算について厚生常任委員長報告に賛同し、厚生常任委員会の修正案のとおり本案を可決すべきという立場で討論をいたします。

なお、新ごみ処理施設整備事業や施工監理業務そのものを否定する立場でないことをあらかじめ申し添えておきます。

この施工監理業務ですが、施設工事、運営計画を策定するプラント会社を連合が監督するに当たり、コンサルから専門的なサポートを受け、連合が目指すごみ処理施設を形あるものにするための重要な業務であります。さらに、新ごみ処理施設は建設と運営を一体的に発注することから、この施工監理ではプラント会社が作成する施設運営計画の審査を行う特筆すべき項目があります。つまり、この施工監理は一般的な建設工事によるものと違い、建設、運営を一体的に捉え業務に当たる必要がありますが、執行部の認識には不透明な点があります。

まず、建設工事については、正副連合長共通の目標として工期の短縮があります。しかし、実際は委員長報告であったとおり、構成市町間で共有はしておりません。また、厚生委員会で担当課は、安心・安全な施設を整備するためには工期短縮はできないとの趣旨の発言をしております。曖昧な方針の下、いたずらに工事を短縮することは、下請などに入る天草の業者への圧迫につながります。国が法律などで定める方針に反するものであり、不透明な方針の下、施工監理を行うことに賛同できません。

次に、この施工監理の特徴である施設運営計画の審査について意見を申し上げます。

この計画はプラント会社が約20年間の安定的な施設運営を実現するための計画で、施工

監理において審査の上、連合に提出されるものです。建設、運営を一体的に見たこの施工監理の集大成と言える計画です。つまり、運営についてもビジョンも持ち合わせていなければ、施工監理は完結いたしません。特に運営については、天草のごみ処理における実情、課題を反映させる必要があるとともに、5つのごみ処理施設が1つのごみ処理施設と3つの中継施設になることを思えば、連合がこの施工監理において最も責任を持って取り組むべき事項が運営計画の審査です。根幹であった安定的な灰の資源化を目指す条件を低下させた中で、執行部は施工監理は建設のみ、運営は関係ない、事業者提案、落札を協議すると繰り返し答弁をされておりますが、そもそも事業の根幹には連合が積み上げてきた理想とする運営があったはずで、それに基づく建設仕様書を作成し、公表していらっしやるはずで、運営のビジョンは、事業者提案がベースというのはありません。執行部はこの特徴的な施工監理の趣旨を理解できておらず、適正な施工監理は実現し得ないと考えております。

執行部は、事業者提案と発言をされております。事業者提案は本来連合が積み重ねてきた揺るぎないビジョンの実現のため事業者が自社のノウハウを提案するという趣旨のもので、連合が示した条件以上のものでなければなりません。灰の資源化の譲歩について執行部は事業者提案と述べられますが、連合のためではなく、事業者に寄り添うものであり、条件を低下させたことから、事業者提案とは言えません。住民の安心・安全な生活環境を軽視していると感じております。

整備を運営するのは、連合による天草住民のためのごみ処理施設です。執行部は、プラント事業者の言いなりにならないための施工監理と主張しておられましたが、そもそも現時点でプラント事業者の言いなりではないかと思えます。幾ら施工監理を発注し、専門家のサポートを受けたとしても、最終的に事業者提案を採用するか否かの判断は執行部にあります。今のような事業者を優先する認識では、プラント事業者のための施工監理になるのは明白であります。執行部は言いなりではない証明として、事業者のために行ってきた方針、仕様の変更について説明責任を果たすべきです。要求水準を満たせば、事業者提案が何であってもいいわけではございません。

新ごみ処理施設に関しては、事業の根幹であった灰の資源化の在り方、この特徴的な施工監理の方向性が曖昧となっております。また、構成市町間でも認識の差が発生しており、改めて多くの問題が顕在化しています。そういう中で、今回の修正案の可否の本質は、新ごみ処理施設の在り方に対する大きな選択であると考えております。

それは、執行部のように課題を先送りし、事業の質を落としてでもスケジュールどおりに事業を継続するのか、それとも一旦立ち止まり、課題に向き合い、真に住民に歓迎される事業の在り方を検討するかというものです。この選択は、本来執行部の課題を棚上げにする、事業者を優先するという姿勢がなければ、不要な選択です。どちらが住民に歓迎されるかと考えたときに、苦渋の判断ではありましたが、後者の一旦立ち止まり、課題と向

き合う選択をいたしました。確かに既存の施設の老朽化の課題もあり、スケジュールどおりに進めることも大事なことであります。しかし、目先の価値観にとらわれて、30年以上使用する新施設の在り方、廃棄物処理の在り方を粗末に扱うことは、住民の生活環境を粗末に扱うことにもなります。ましてや、今の執行部の事業者に寄り添う事業の進め方は、住民の皆様、建設地である楠浦町の皆様の期待に応えるものではありません。執行部は改めて住民のための整備事業であることを認識すべきです。

執行部が施工監理業務の認識を是正し、新ごみ処理施設に関する諸問題が解決しない以上、住民のための施工監理業務にはなり得ないと判断いたしまして、議第8号令和5年度天草広域連合一般会計当初予算について、厚生常任委員長報告のとおり修正案を可決すべきといたしまして、討論を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で9番何川雅彦君の討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

7番濱洲大心君。

○議員（濱洲大心君）議席番号7番濱洲でございます。

厚生委員会提出の令和5年度天草広域連合一般会計当初予算案に対する一部修正案に反対意見の討論を行います。

予算書4ページの第2表債務負担行為、新ごみ処理施設施工監理業務委託金額1億9,300万円の削除についてでございますが、この予算を削除をした場合、今後どのような状況になると考えられるのか。建物、建築施工の監理、プラント建設の施工監理はどのように考えておられるのか。天草広域連合職員においては、土木施工や建築施工の監理技士の有資格者はおらず、施工監理業務を行うことは不可能なわけです。ましてや、ごみ処理施設においては、焼却炉の特殊プラント施設もあり、専門知識が必要になるわけでありませう。今後ごみ処理施設の施工業者が決まれば、施工監理業者と協議を行いながら設計、施工を進めていくというのが通常であります。そうした場合、施工監理業者がいないままでは、本体工事の設計、施工ができなくなり、工事着工の遅れ、その影響で工事の竣工、また施設の運用開始も遅れてまいります。このような状況になることを本当に市民の皆様が望んでおられるとは到底思えません。

施工監理業者業務委託の1億9,300万円を代替案もなく、ただ単に削除という修正には、とても賛成できかねます。代替案を出していただいて、納得できる説明も必要であるかと考えております。もしもこの修正案が可決なされれば、議案を審議した我々広域連合議員も市民に対し重大な責任を負わなければなりません。議員各位におかれましては、そのことを熟慮なされてご英断をいたされることをお願いいたします。

以上で私の討論を終わります。

○議長（若山敬介君）以上で7番濱洲大心君の討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ほかになければ、討論なしと認めます。討論を終わります。

議第8号を採決いたします。

本件に対する厚生委員長報告は修正であります。

まず、厚生委員長から提出された修正案について採決いたします。

厚生委員長から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(若山敬介君)起立多数であります。よって修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君)ご異議なしと認めます。よって、修正部分を除くその他の部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第6 議第9号から日程第7 議第10号まで提案理由説明

○議長(若山敬介君)日程第6、議第9号工事請負契約の締結についてから日程第7、議第10号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算(第5号)まで、以上2件を一括議題といたします。

なお、以上2件は本日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

また、質疑は2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議第9号から順次提案理由の説明を求めます。

馬場広域連合長。

[広域連合長 馬場昭治君 登壇]

○広域連合長(馬場昭治君)令和5年第1回天草広域連合議会定例会に追加提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

ご提案いたしますのは、契約の締結1件、補正予算1件の合計2件でございます。

各議案の提案理由等につきましては、ただいまからご説明を申し上げます。

なお、関係する資料を別冊にまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

まず、追加議案書1ページ、議第9号工事請負契約の締結についてでございます。

本件は、令和6年7月に完成を目指す新ごみ処理施設土地造成工事に係る契約でございます。

予定価格が1億5千万円以上の工事契約ですので、天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるもの

でございます。

1月26日の指名競争入札により開札をいたしました。低入札価格調査基準価格を下回る価格での入札でございました。そこで、天草広域連合建設工事低入札価格調査実施要領に基づき、2月10日に契約審査委員会を開催し、審査を行いました。その結果、落札候補者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされると判断いたしましたので、落札者を決定し、2月14日に仮契約を締結いたしております。

契約の金額は4億9,632万円、契約の相手方は熊本県天草市有明町大島子2372、吉田・南邦特定建設工事共同企業体、代表者は株式会社吉田組、代表取締役吉田典子氏でございます。

次に、追加議案書2ページ、議第10号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算（第5号）でございます。

本件は、繰越明許費の補正を行うもので、歳入歳出の総額に変更はございません。消防費における消防被服購入事業及び消防備品購入事業において、年度内に納入が困難となったことから追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第6、議第9号から日程第7、議第10号までの以上2件は、委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議第9号から日程第7、議第10号までの以上2件は、委員会の審査を省略して本日議決することに決定をいたしました。

### 議第9号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第6、議第9号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議第10号質疑・討論・採決

○議長(若山敬介君) 日程第7、議第10号令和4年度天草広域連合一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本件について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) 討論なしと認めます。

議第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第8 継続調査について

○議長(若山敬介君) 日程第8、継続調査について。

継続調査についてお諮りいたします。

議会運営委員長の所管事務について、委員長から閉会中の継続調査の申出がっております。委員長から申出のとおり、継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若山敬介君) ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### 閉 会

○議長(若山敬介君) 以上で本定例会に提出されました案件全部を議了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、令和5年第1回天草広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時58分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 勝 木 幸 生

議 員 野 崎 幸 洋